

工事請負契約締結について

工事請負に関し、次のように契約を締結する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 工 事 名 熊本市宅地液状化防止事業（近見地区）対策工事（その8）
- 2 請 負 金 額 1, 108, 766, 807円
- 3 契約の相手方 鴻池・佐藤・村田・隆勢建設工事共同企業体
代表者 福岡市中央区大名1丁目14番45号
株式会社 鴻池組 九州支店
執行役員支店長 興梠 博己

熊本市東区尾ノ上4丁目19番4号

佐藤企業 株式会社

代表取締役社長 大畑 秀樹

熊本市南区城南町舞原228番地の2

株式会社 村田建設

代表取締役 村田 學

熊本市西区城山下代1丁目4番12号

株式会社 隆勢

代表取締役 岩崎 敏治

（提出理由）

工事請負契約締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第

1項第5号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第16号）第2条の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。